

騒音に関する労働安全衛生関係法令

労働安全衛生法（抄）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一（略）

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三～四（略）

労働安全衛生法施行令（抄）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～二（略）

三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

四～十（略）

労働安全衛生規則（抄）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。

イ～ト（略）

チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

リ～カ（略）

三（略）

2～3（略）

（有害原因の除去）

第五百七十六条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発散し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発生し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

(騒音を発する場所の明示等)

第五百八十三条の二 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。

(騒音の伝ばの防止)

第五百八十四条 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。

第五百八十八条 令第二十一条第三号の厚生労働省令で定める著しい騒音を発する屋内作業場は、次のとおりとする。

- 一 鋸^{びよう}打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 二 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行なう屋内作業場
- 三 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- 四 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
- 五 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場
- 六 ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
- 七 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場
- 八 多筒抄紙機により紙を抄^すく業務を行なう屋内作業場
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

(騒音の測定等)

第五百九十条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

第五百九十一条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場の施設若しくは設備を変更し、又は当該屋内作業場における作業工程若しくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による測定を行つた場合について準用する。

(騒音障害防止用の保護具)

第五百九十五条 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない。

(保護具の数等)

第五百九十六条 事業者は、前三条に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(労働者の使用義務)

第五百九十七条 第五百九十三条から第五百九十五条までに規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

(便宜の供与)

第六百七十六条 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、当該設備の設置に伴う建築物の変更の承認、当該設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、これを供与するようしなければならない。

作業環境測定基準（抄）

(騒音の測定)

第四条 令第二十一条第三号の屋内作業場(労働安全衛生規則第五百八十八条各号に掲げる屋内作業場に限る。)における等価騒音レベルの測定は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 測定点は、単位作業場所の床面上に六メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上百二十センチメートル以上百五十センチメートル以下の

位置(設備等があつて測定が著しく困難な場所を除く。)とすること。ただし、単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に六メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。

二 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が五に満たないこととなる場合にあつても、測定点は、単位作業場所について五以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であつて、当該単位作業場所における騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきは、この限りでない。

三 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前二号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。

四 測定は、次に定めるところによること。

イ 測定に用いる機器(以下「騒音計」という。)は、日本工業規格 C-1502(普通騒音計)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

ロ 騒音計の周波数補正回路の A 特性で行うこと。

五 一の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、十分間以上の継続した時間とすること。

チェーンソーの規格(抄)

(表示)

第四条 チェーンソーは、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

一 製造者名

二 型式及び製造番号

三 製造年月

四 排気量

五 重量(のこ部を除き、かつ、燃料タンク及びオイルタンクが空である状態における重量をいう。)

六 振動加速度(別表第一に定める測定方法により測定された振動加速度の最大値をいう。)

七 騒音レベル(別表第二に定める測定方法により測定された騒音レベルをいう。)

別表第二(第四条関係)

騒音レベルの測定方法

一 測定条件は、別表第一第一号(一)、(二)及び(四)に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) 無響室で行うこと。

(二) 操作者の右耳の耳元の位置に、音源に向けてマイクロホンを取り付けること。

二 測定に用いる機器は、次に定めるところに適合するものであること。

(一) 騒音計

日本工業規格 C-1505 (精密騒音計) に定める規格を具備するものであること。

(二) レベル記録器

接続する騒音計の指示特性に適合する性能を有するものであること。

(三) 回転計

別表第一第二号(四)イからニまでに定めるものであること。

三 測定は、騒音計の聴感補整回路の A 特性で行い、かつ、遅い動特性で行うこと。